

台風及び積雪その他の不測の事態における休講措置についての申合せ

この申合せは、台風及び積雪その他の不測の事態による学生の事故の発生を防止するため、荒天時の授業・定期試験（以下「授業等」という。）の休講等の措置に関し、必要な事項を定める。

1. 台風接近等による休講措置の取扱い

台風接近等による授業等の休講の措置は、次の（1）及び（2）を勘案して、学長が決定する。

（1）気象情報

台風接近等により、長崎県南部に長崎地方気象台が発表する特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）又は警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水）が発令されている場合

（2）公共交通機関

台風接近等により、次の2つ以上の公共交通機関が長崎市全線不通の場合

長崎バス

長崎電気軌道

長崎県営バス

J R長崎本線（諫早～長崎間）

2. その他不測の事態による休講措置の取扱い

地震やストライキ等不測の事態が発生し、通学不能又は通学困難と学長が認めた場合は、休講とすることがある。

3. 休講措置の周知

1及び2により決定した休講の措置は、本学ホームページ、学内掲示板、一斉メール送信システムを使用して周知を行うものとする。

4. 教育実習等の場合の取扱い

教育実習、介護等体験実習、インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものとする。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年9月18日から施行する。